

みんなの窓

「物語を作ってみよう」～固定観念に惑わされるな～

問題

それぞれ6つの文章を並べ替えて、意味の通じる物語を作ってみましょう。

(※固定観念に惑わされると、文章が完成しません。)

- A 夕食後、お風呂に入っている間に、「メモは読みましたか。会合が長引きそうなので、帰りが遅くなります。」という留守番電話が入っていました。
- B メモには、「これから保護者との会合があるので出かけます。夕食の支度はしておいたので、先に食べていてください。」と書いてありました。
- C それを聞いて、「エーッ、お父さんも!」と思わず声のでてしまい、一人で留守番をしていた私は不安になりました。
- D 私は小学6年生です。夕方、学校から帰ると、食卓の上に保育園に勤める親からのメモがありました。
- E 「今、会社のトラックからです。配達は終わったけど、道がすごく混んでいるので帰りがおそくなります。」と言いました。
- F 夕食の途中で、親が電話をしてくれました。

意味の通じる物語になりましたか?簡単にできあがったでしょうか、それとも意外に難しいなと感じましたか?

最近働く女性が増えていろいろな職業に就いています。職業を選ぶときの性別による制限は少なくなりつつあります。しかし、私たちの意識の中ではまだ、「看護や保育は女性の

仕事」とか「力仕事は男性の仕事」という意識が残っていないでしょうか?

正解 D→B→F→E→A→C

- A 車いすの青年がいました。
- B 道をたずねると、親切に教えてくれました。
- C どうやら旅行者のようですが、道に迷ったのか地図を広げ、あたりを見回しました。
- D 近くの病院から家に帰る途中のようです。
- E 大きなカバンを持ったアベックが歩いていました。
- F 青年は、二人にとっても感謝しました。

今度は、うまく並べ替えができましたか?「旅行しているのは車いすの青年だ」と気づいていただけましたか?

私たちが無意識のうちに「旅行するのは健常者だ」という固定観念を持っていると、なかなかそれに気づくことができません。実はこの固定観念が、人権問題を引き起こす大きな要因の一つになっています。もう一度私たちの心の中にある何気ない固定観念を、人権という観点から問い直して見ませんか?

正解 A→C→E→D→B→F

(参考: 摂津市人権協会HP)

問い合わせ 人権推進課 ☎ 65-0693 ☎ 63-4582

鳥獣害対策ニュース No.26

今回は鳥獣捕獲の法令による位置付けについて紹介します。

法令による捕獲の規制

鳥獣の捕獲については、鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)等により規制されており、登録狩猟と許可捕獲に大別できます。

登録狩猟は、狩猟免許の有資格者が登録を受け、第1種銃猟・わな猟等法定の猟法によりイノシシ・ニホンジカ等法定の鳥獣を法定の期間に捕獲することです。

許可捕獲は、登録狩猟と異なり、捕獲のための事由が必

要となり、個体数調整や有害鳥獣捕獲等がこれに該当します。

個体数調整は、鳥獣の増加による農林水産業被害や生態系への悪影響等の問題に対処するため捕獲頭数目標を定め行われるもので、滋賀県においては、ニホンジカがこれに該当します。

有害鳥獣捕獲は、被害防除対策を行っても被害が防止できないと認められる場合に限り、必要最小限の捕獲を行うものです。

外来生物についての法令

近年、外来生物が日本在来の生物種を駆逐したり、農林水産業被害を引き起す等問題となつています。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)では、アライグマ等が特定外来生物に指定され、積極的な捕獲を推進するものとされています。

市内でもアライグマの被害は増加していますが、アナグマ・イタチ・テン等による錯誤も多く見受けられます。これらの在来種については、上記の法令による条件に合致した

場合のみ捕獲が可能となりますが、外来・在来を問わず、物理的に侵入路を遮断する等被害防除対策をすることが最重要です。防除と捕獲がバランスよく行われてこそ有効な被害対策となります。



▲アナグマは在来種

問い合わせ 農業振興課 鳥獣害対策係 ☎ 65-0734 ☎ 63-4592